

環政保第2523号
令和3年3月10日

枚方市環境審議会

会長 花田 真理子 様

枚方市長 伏 見 隆

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の
基本的な考え方について（諮問）

標記の件について、枚方市環境基本条例（平成10年枚方市条例第1号）第26条
第2項第1号の規定に基づき、諮問します。

諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

諮 問 趣 旨

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、2013年3月に「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市民・市民団体、事業者、行政が一体となって、地球温暖化対策に関する取り組みを推進してきました。

この間、パリ協定の枠組みにおける国の削減目標が、「地球温暖化対策計画」に位置付けられたことや、東京都や大阪府などが相次いで脱炭素社会の実現に向け、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明されるなど、地球温暖化対策を取り巻く状況は著しく変化してきました。

本市においても、2018年9月に本市実行計画（区域施策編）を改定したほか、2020年2月には大阪府内の市町村として初めて「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明し、令和3年度から10年間を計画期間とする第3次枚方市環境基本計画において、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた方向性を位置付けるなど、取り組みを強化してきたところです。

一方で、2020年10月には、国においても2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明されるなど、「脱炭素社会」に向けた取り組みの重要性が、より一層高まりを見せています。

現計画の計画期間が2023年3月に満了となることから、こうした地球温暖化対策を取り巻く状況や、今後、国や大阪府において示される温室効果ガスの削減目標などを踏まえ、目標のあり方や具体的な取り組みなど、次期計画策定にあたっての基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。